



発行所 日本看護連盟
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2
Tel 03-3407-3606 Fax 03-3407-3627
発行人 大島敏子

No.420

2021年11月22日号



看護師等の収入の引き上げ措置が 閣議決定

日本看護連盟のホームページで<11月16日、大島敏子日本看護連盟会長、福井トシ子日本看護協会会長、高原静子東京都看護連盟会長、石田参議院議員らが、木原誠二内閣官房副長官に面談し「すべての看護職の賃金の引きあげ」を強く要望>したことをお知らせしましたが（<https://kango-renmei.gr.jp/news/50734>）、11月19日、看護職の収入増が図られることが閣議決定されました。

このことについて、日本看護協会の福井会長が、下記のコメントを公表しました（日本看護協会のホームページに掲載

https://www.nurse.or.jp/up_pdf/20211119185144_f.pdf）

今回の引き上げの対象は限定的ですが、看護連盟と看護協会は、すべての働く看護職の賃金増が実現するように引き続き、要望していきます。

看護職の皆さまへ

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」看護師等の収入の引き上げ措置に関する日本看護協会の考え

新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れ、直接ケアに当たっている看護職の方はもちろん、新型コロナウイルスと対峙しながら、地域のあらゆる場において、昨年から2年近くの長きにわたり、国民のいのちとくらしを守り支えてきた全ての看護職の方に、心からの敬意と感謝を申し上げます。

岸田総理大臣が、賃金の原資が公的に決まるにもかかわらず、仕事内容に比して賃金の水準が長く抑えられてきたことから「看護師等の収入増を図る」という方針を明言し、本日公表された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に盛り込まれました。

まずは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職を対象に段階的に収入を3%程度引き上げることとし、収入を1%程度（月額4,000円）引き上げるための措置を実施することが決まりました。当面の措置として、まずは年内の成立を目指している補正予算を活用した補助金で対応し、その後は診療報酬で対応していくことになる見込みです。

当初は救命救急センターを持つ病院に勤務する看護師のみ（約300カ所、20万人）が対象とされていましたが、石田まさひろ参議院議員・看護連盟と連携し、すべての看護職を対象とするよう、厚生労働大臣をはじめ各所に要望活動を行った結果、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護師にまで対象が大幅に広がりました。また、確実に個々の看護職の賃上げに繋がる仕組みとすることも合わせて要望し、介護職員の処遇改善加算のように、賃上げの実績が明確になる仕組みとなる見込みです。

もちろん、これは、コロナ禍で日夜最善を尽くして看護にあたってきた全国の看護職にあまねく行き届くものではなく、その金額も十分とは言えません。

この点についても働きかけを行い、引き続き行われる抜本的な見直しはすべての看護職を対象にすることとなりました。

そもそも、看護職の賃金は職責や職務に見合った水準とは言えません。夜勤など勤務条件が過酷であるにもかかわらず、夜勤手当を含めて20代前半では全産業平均より高い賃金が、30代以降には逆転し、年齢層として就業者が最も多い40代前半では約7万円の開きとなり、この差は年齢を重ねるごとに開いていきます。また、看護職は管理している人数に比し、管理的立場にある看護職が適切に処遇されていないことも、上記の開きを大きくしています。

日本看護協会としては、3%程度の引き上げがすべての看護職において確実におこなわれるよう、今後とも、粘り強く要望を続けます。また、今回の措置は当面の措置であり、公的価格の在り方を抜本的に見直すとされていることから、政府の公的価格評価検討委員会をはじめ、関係各所に、看護職の賃金水準、賃金体系を改善し、段階的であっても、すべての看護職を対象に十分な収入増を実現する恒久的な措置の導入を強く求めています。

2021年11月19日 公益社団法人日本看護協会会長 福井トシ子